

ご利用者・ご家族の皆様

大阪府立障がい者自立センター所長

感染症対策等の取組について 【令和8年5月版】

日ごろから、当センターの運営にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

当センターにおける、感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）対策について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

これらの対応は、感染を予防し、万一、感染者が発生してもセンター内での感染拡大を最小限に止めるために行うものですので、引き続き、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※ 必ず事前に「面会・外出・外泊の日時」をお知らせください

【面会】

- (1)利用者又は面会者のいずれかが、体調不良の場合は、面会を制限させていただきます。
- (2)面会者が、施設に入られる際には、マスク着用、1階入口での検温及び手指の消毒をお願いします。
- (3)面会時には2階職員室（事務所）にお越しいただき、面会簿への記入、改めての職員による検温、体調確認にご協力をお願いします。
- (4)面会場所は、下表によりお願いします。なお、ご家族が居室にごく短時間入室することは差し支えありません（同室者へのご配慮をお願いします）。

面会者が家族	面会者が家族以外
<u>1階テクノエイド</u>	<u>1階テクノエイド</u> ※事前に当センターの了解を得てください

【 外出 】

(1)外出時でも以下の場面等ではマスクを着用してください。

・ 医療機関の受診 ・ 混雑した場所 ・ 公共交通機関（電車やバスなど）の利用時

(2)外出時間は、最短時間としてください。

・ 外出の終了時間は、「午後9時まで」とさせていただきます。

(3)外出先（行先）を申告してください。

(4)外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

【 外泊 】

(1)外泊時も、【 外出 】に準ずる感染対策をお願いします。

(2)ご家族に、体調不良がある場合は、外泊は取りやめてください。

(3)外泊中も毎日、検温等を行い、お渡しする「健康管理シート」に記入してください。

(4)外泊中に、体調不良となった場合は、改善するまで自宅で静養してください。また、発熱等があった場合は、かかりつけ医又は近隣の病院等に相談いただき、改善するまで、自宅で静養をお願いします（医師から指示がある場合はその指示に従ってください）。

(5)外泊から戻る前は、必ず、帰所当日の午前9時から午後5時までの間に、当センターに電話連絡いただき、外泊中の健康状態についてお知らせください。なお、同居のご家族や外泊中に接触のあった方に、発熱や体調不良があった場合は、利用者ご本人に発熱や症状がない場合も、必ず職員に報告をお願いします（外泊後に判明した場合も含む）。

(6)帰所時にも、職員により再度健康状態の確認をさせていただきます。

【マスク】

施設内においては、引き続きマスクの着用をお願いします。

※ 居室内で他者との会話がでない場面ではマスクは不要です。

【療養】 ※ 帰省中、自宅等においても、下記を参考に対応してください

施設にて新型コロナウイルス等に感染（疑い）した場合は、発症後5日（3日）を経過

し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは居室療養を行い、その後計10日間（計7日間）は、健康観察の実施及びマスク着用徹底や不要不急の外出等を控えることとします。

ご利用者・ご家族の皆様には、ご不便をおかけしますが、引き続き、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。